

## 徳島県情報公開審査会答申第164号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成28年7月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「消費者庁と県が交渉している協議書類一式」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年8月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成28年8月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成28年12月12日（同月13日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

県は、国からの試験運用しながら、あるべき書類を隠しているのは可笑しい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

国の「まち・ひと・しごと創生本部」が進めている東京一極集中を解消するための政府関係機関の地方移転に関し、平成27年3月に移転機関の誘致募集がされ、本県は消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの移転候補地として誘致提案を行っている。

しかし、消費者庁が移転の有無を判断する立場にないため、本県と消費者庁との間に交渉はなく、実施機関において、交渉している協議書類を作成しておらず、本件請求に係る公文書は保有していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、政府関係機関の地方移転に関し「消費者庁と県が交渉している協議書類一式」である。

##### 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本県と消費者庁との間で移転に関する交渉をしているにもかかわらず、その協議書類が隠されていると主張していることから、本件請求に係る公文書の存否について、以下検証する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）によると、政府関係機関の地方移転は、地方公共団体からの提案を受け、「まち・ひと・しごと創生本部」（本部長は、内閣総理大臣。）において、その必要性や効果につき検証した上で移転すべき機関を決定するとある。したがって、政府関係機関の地方移転に関し、消費者庁にも県にも交渉する権限はなく、本件請求にいう「消費者庁と県が交渉している協議」がない以上、審査請求人が主張するような公文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について文書不存在を理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

##### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年12月13日	諮問
平成29年 5月18日	審議（第144回審査会）
7月 6日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第145回審査会）
8月 7日	審議（第146回審査会）
9月22日	審議（第147回審査会）

### 徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年7月31日まで
大道 晋	弁護士	平成29年7月31日まで
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年8月1日から
益田 歩美	弁護士	

松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者 平成29年8月1日から
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	